



地域密着型金融の取組方針について

地域密着型金融につきましては、2003年度以降、当金庫の重要な経営課題として創業支援や企業再生支援など地域の活性化に取り組んできました。

当金庫では、こうした取組みが今後も必要であるとの認識から、2024年度の「地域密着型金融の取組方針」を制定しました。

今後も、高い健全性の維持をはじめ、地域のお客さまに喜ばれる金融サービスを展開し、地域のお客さまとともに発展することにより、地域に貢献していきます。引き続き2025年度も以下の項目に重点を置き、地域密着型金融推進に取り組んで参ります。

「地域密着型金融の取組方針」の概要

ライフステージ等に応じた取引先企業の支援

- (1) 事業再生に向けた取組や、経営改善が必要な企業への支援強化
- (2) 中小企業円滑化および物価高騰の影響をはじめとした経済情勢の変化に係る条件変更先への支援
- (3) 創業・新事業先への支援強化
- (4) 事業承継への支援体制の強化

事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底

- (1) 事業価値を見極める融資（不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資）
- (2) 中小企業に対する多様な資金供給手法の提供
- (3) 目利き能力の向上を目的とした教育訓練の効果的推進

地域の情報を活用した持続可能な地域経済への貢献

- (1) 地方創生への取組み
- (2) 地域活性化につながる多様なサービスの提供

経営者保証に関する取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくため、以下のとおり取り組みます。

1. お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえうえで検討いたします。
2. 経営者保証を求めることがやむを得ないと判断した場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
3. お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
4. お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
5. 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
6. お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

	2024年度
新規に無保証で融資した件数	295件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	24.1%
保証契約を解除した件数	22件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)	0件